

接続約款変更届出書

令和8年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

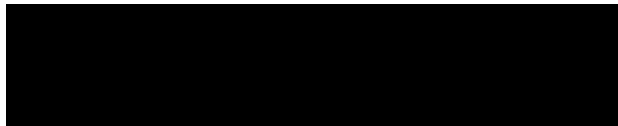
住 所 とうきょうとみなとくわいがんいっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ば ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和8年3月31日
------	-----------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新		旧	
第1章 総則 (用語の定義) 第3条		第1章 総則 (用語の定義) 第3条	
用 語	用 語 の 意 味	用 語	用 語 の 意 味
電気通信設備	(略)	電気通信設備	(略)
第2種指定電気通信設備	(略)	第2種指定電気通信設備	(略)
電気通信回線設備	(略)	電気通信回線設備	(略)
電気通信サービス	(略)	電気通信サービス	(略)
相互接続点	(略)	相互接続点	(略)
相互接続通信	相互接続点と契約者回線等との間の通信であって、当社の第2種指定電気通信設備を経由するもの	相互接続通信	相互接続点と契約者回線等との間の通信 <u>又は相互接続点相互間の通信(別表1(接続により提供する機能)に規定するMNP転送機能を提供する場合に限ります。)</u> であって、当社の第2種指定電気通信設備を経由するもの
他社相互接続通信	(略)	他社相互接続通信	(略)
接続対象地域	(略)	接続対象地域	(略)
事務取扱所	(略)	事務取扱所	(略)
登録電気通信事業者	(略)	登録電気通信事業者	(略)
届出電気通信事業者	(略)	届出電気通信事業者	(略)
電気通信事業者	(略)	電気通信事業者	(略)
中継事業者	(略)	中継事業者	(略)
携帯電話事業者	(略)	携帯電話事業者	(略)
仮想携帯電話事業者	(略)	仮想携帯電話事業者	(略)
端末系事業者	(略)	端末系事業者	(略)
PHS事業者	(略)	PHS事業者	(略)
国際系事業者	(略)	国際系事業者	(略)
IP電話事業者	(略)		

直取パケット接続事業者	(略)
個別契約事業者	(略)
協定事業者	(略)
接続申込者	(略)
特定事業者	(略)
4G 通信サービス	(略)
5G 通信サービス	(略)
MVNO サービス	(略)
契約約款	(略)
契約者	(略)
利用者	(略)
利用者料金	(略)
役務区間合算料金	(略)
役務区間単位料金	(略)
端末設備	(略)
契約者回線	(略)
交換設備	(略)
中継交換機	(略)
直取パケット交換機	(略)
伝送路設備	(略)
回線終端装置	(略)
移動無線装置	(略)
対象設備	(略)
通信用建物	(略)
契約者回線等	(略)
契約者回線番号等	(略)
特定電子メール	(略)
番号ポータビリティ	(略)
携帯電話・PHS 番号ポータビリティ	(略)

IP 電話事業者	(略)
直取パケット接続事業者	(略)
個別契約事業者	(略)
協定事業者	(略)
接続申込者	(略)
特定事業者	(略)
4G 通信サービス	(略)
5G 通信サービス	(略)
MVNO サービス	(略)
契約約款	(略)
契約者	(略)
利用者	(略)
利用者料金	(略)
役務区間合算料金	(略)
役務区間単位料金	(略)
端末設備	(略)
契約者回線	(略)
交換設備	(略)
中継交換機	(略)
直取パケット交換機	(略)
伝送路設備	(略)
回線終端装置	(略)
移動無線装置	(略)
対象設備	(略)
通信用建物	(略)
契約者回線等	(略)
契約者回線番号等	(略)
特定電子メール	(略)
番号ポータビリティ	(略)

消費税相当額	(略)
USIM カード	(略)

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額

区分	単位	料金額	備考
(1) 通話モード接続機能	1 秒ごとに	<u>0.045236 円</u>	
(2) (削除)	(削除)	(削除)	
(3) (削除)	(削除)	(削除)	
(4) メッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.493314 円</u>	
(5) (略)	(略)	(略)	
(6) (略)	(略)	(略)	
(7) 00XY MVNO 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>86 円</u>	月額

第2 網改造料
2 料金額
2-2 年額料金の算定に係る比率

区分		内容
諸掛費率		対象設備に応じて定めます。
設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.084</u>
	法定耐用年数経過後	0.063

携帯電話・PHS 番号ポータビリティ	(略)
消費税相当額	(略)
USIM カード	(略)

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額

区分	単位	料金額	備考
(1) 通話モード接続機能	1 秒ごとに	<u>0.054571 円</u>	
(2) <u>IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能</u>	<u>1 秒ごとに</u>	<u>0.098227 円</u>	
(3) <u>MNP 転送機能</u>	<u>1 秒ごとに</u>	<u>0.009386 円</u>	
(4) メッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.484331 円</u>	
(5) (略)	(略)	(略)	
(6) (略)	(略)	(略)	
(7) 00XY MVNO 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>90 円</u>	月額

第2 網改造料
2 料金額
2-2 年額料金の算定に係る比率

区分		内容
諸掛費率		対象設備に応じて定めます。
設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.081</u>
	法定耐用年数経過後	0.063

第2表 工事費 2 工事費の額 2-1 工事費				
区分		単位	工事費の額	備
(1) トランスレータ変更工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに	<u>33,395 円</u>	(略)
(3) 00XY 自動付与機能に係る設定工事費	(略)	(略)	(略)	(略)

第2表 工事費 2 工事費の額 2-1 工事費				
区分		単位	工事費の額	備
(1) トランスレータ変更工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに	<u>33,015 円</u>	(略)
(3) 00XY 自動付与機能に係る設定工事費	(略)	(略)	(略)	(略)

第2表 工事費 2 工事費の額 2-3 2-2 に適用する作業単金			
区分	適用時間帯	単位	内容
平日昼間	9時から17時45分までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,679 円</u>
平日夜間	5時から9時までの間 及び 17時45分から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,580 円</u>
平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>8,480 円</u>
土日祝日昼夜間	5時から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,940 円</u>
土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>8,840 円</u>

第2表 工事費 2 工事費の額 2-3 2-2 に適用する作業単金			
区分	適用時間帯	単位	内容
平日昼間	9時から17時45分までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,603 円</u>
平日夜間	5時から9時までの間 及び 17時45分から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,502 円</u>
平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>8,401 円</u>
土日祝日昼夜間	5時から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,862 円</u>
土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>8,760 円</u>

第4表 その他の費用

第1 USIM カードの利用に係る費用

区分		単位	計上	料金額	備考
USIM カード の利用 に係る 費用	USIM カ ードの利 用の申込 みを行い、 当社がそ の申込み を承諾し たときに要 する費用	1 枚ごと に	Plug-in UICC(標準タイ プ)、Mini-UICC(micro タイプ)又は 4FF(nano タイプ)	145 円	直収パケット接続機 能、5G(NSA 方式) 直収パケット接続機 能及び 00XY 自動 付与機能での利用 が可能です。

別表 1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
通話モード接続機能	(略)	(略)
メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)
直収パケット接続機能	(略)	(略)
5G(NSA 方式)直収パケット接続機能	(略)	(略)
MVNO 回線管理機能	(略)	(略)
00XY 自動付与機能	(略)	(略)
00XY MVNO 回線管理機能	(略)	(略)

第4表 その他の費用

第1 USIM カードの利用に係る費用

区分		単位	計上	料金額	備考
USIM カード の利用 に係る 費用	USIM カ ードの利 用の申込 みを行い、 当社がそ の申込み を承諾し たときに要 する費用	1 枚ごと に	Plug-in UICC(標準タイ プ)、Mini-UICC(micro タイプ)又は 4FF(nano タイプ)	157 円	直収パケット接続機 能、5G(NSA 方式) 直収パケット接続機 能及び 00XY 自動 付与機能での利用 が可能です。

別表 1 接続により提供する機能

1-2 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
通話モード接続機能	(略)	(略)
<u>IMT-2000 方式(デジ タル通信モード)接続 機能</u>	<u>相互接続点と当社の3G通信サービス契 約者回線との間の相互接続通信(デジタ ル通信モードに限ります。)を伝送交換 する機能</u>	—
<u>MNP 転送機能</u>	<u>MNP において、当社が移転元事業者と なる場合であって、相互接続通信の接 続経路を移転先事業者に設定する機能 (4G 通信サービス契約約款に定める番 号移行の場合を含みます。)</u>	—
メッセージ通信モー ド接続機能	(略)	(略)

直収パケット接続機能	(略)	(略)
5G(NSA方式)直収パケット接続機能	(略)	(略)
MVNO回線管理機能	(略)	(略)
00XY自動付与機能	(略)	(略)
00XYMVNO回線管理機能	(略)	(略)

別表3 様式
様式第1(第9条第2項関係)

事前調査申込書

(略)

6. 接続端末種別		
<input type="checkbox"/>	通話モード	
<input type="checkbox"/>	SMSモード	
<input type="checkbox"/>	パケット通信モード	
<input type="checkbox"/>	5G(NSA方式)パケット通信モード	
接続希望端末に○印を記入		

(略)

別表3 様式
様式第1(第9条第2項関係)

事前調査申込書

(略)

6. 接続端末種別		
<input type="checkbox"/>	通話モード	
<input type="checkbox"/>	<u>64kb/s デジタル通信モード</u>	
<input type="checkbox"/>	SMSモード	
<input type="checkbox"/>	パケット通信モード	
<input type="checkbox"/>	5G(NSA方式)パケット通信モード	
接続希望端末に○印を記入		

(略)

8. 課金条件(利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合のみ)

課金方式	弊社発信時		テーブル課金方式
	ソフトバンク発信時		テーブル課金方式
課金体系 (ソフトバンクが利用者料金請求事業者となる場合のみ)			距離区分
			時間帯区分
			端末区分
			その他 ()
希望課金条件に○印を記入			

9. 番号方式(技術的条件集第1章第1条の分類を記載すること)

分類	弊社使用番号帯	最大桁数 (国際系番号、サービス系番号の場合のみ)	弊社使用網間試験番号

10. 弊社事業者識別コード

--

11. 弊社網使用料 (ソフトバンクが利用者料金 (役務区間合算料金) 設定事業者となる場合)

--

12. 精算タイミング(ソフトバンクとの精算が発生する場合)

毎月	
----	--

8. 課金条件(利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合のみ)

課金方式	弊社発信時		<u>柔軟課金方式</u>
	ソフトバンク発信時		<u>柔軟課金方式</u>
課金体系 (ソフトバンクが利用者料金請求事業者となる場合のみ)			テーブル課金方式
			柔軟課金方式
			距離区分
			時間帯区分
			端末区分
			その他 ()
希望課金条件に○印を記入			

9. MNPに係わる接続機能

	<u>MNP 転送機能</u>	
	<u>MNPリダイレクション機能</u>	
接続希望機能に○印を記入		

10. 番号方式(技術的条件集第1章第1条の分類を記載すること)

分類	弊社使用番号帯	最大桁数 (国際系番号、サービス系番号の場合のみ)	弊社使用網間試験番号

11. 弊社事業者識別コード

--

	その他	
13. 契約者情報の提供方法(接続約款第 97 条に基づくもの)		
	契約者情報照会(FAX)	
	異動情報	
希望情報に○印を記入		
14. その他		

様式第 1 別紙 1

弊社_____トラフィック予測値

① : 通話モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	<u>出 SIP のセッション数の最大値(同時接続数)</u>			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度 末値	S+2 年度末値

単位: 接続

12. 弊社網使用料 (ソフトバンクが利用者料金 (役務区間合算料金) 設定事業者となる場合)		
13. 精算タイミング(ソフトバンクとの精算が発生する場合)		
	毎月	
	その他	
14. 契約者情報の提供方法(接続約款第 97 条に基づくもの)		
	契約者情報照会(FAX)	
	異動情報	
希望情報に○印を記入		
15. その他		

様式第 1 別紙 1

弊社_____トラフィック予測値

① : 通話モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	<u>最繁時呼量</u>			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値

単位: アーラン(ert)

平均保留時間(不完了呼を含む)				単位:秒

②: 移動体事業者間 SMS 接続

ソフトバンクとの 相互接続点名	最繁忙トラヒック				単位:SMS/Hour
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値	
平均保留時間(不完了呼を含む)					単位:秒

③: パケット通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅				単位: Mbit/s
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値	

平均保留時間(不完了呼を含む)				単位:秒

②64kbit/s デジタル通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	最繁忙呼量				単位:アーラン(erl)
	接続開始時	S 年年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値	
平均保留時間(不完了呼を含む)					単位:秒

③: 移動体事業者間 SMS 接続

ソフトバンクとの 相互接続点名	最繁忙トラヒック				単位:SMS/Hour
	接続開始 時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値	

ソフトバンクとの 相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値

ソフトバンクとの 相互接続点名	契約数予測				単位:回線
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値	

平均保留時間(不完了呼を含む)				単位:秒

④: パケット通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅				単位: Mbit/s
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値	

ソフトバンクとの 相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値

④: 5G(NSA 方式)パケット通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単位: Mbit/s			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値

ソフトバンクとの 相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値

ソフトバンクとの 相互接続点名	契約数予測 単位:回線			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値

--	--	--	--	--

ソフトバンクとの 相互接続点名	契約数予測 単位:回線			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値

⑤: 5G(NSA 方式)パケット通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単位: Mbit/s			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値

(略)

附 則(令和 8 年 3 月 24 日 MKS2603190001280001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 8 年 3 月 31 日から実施します。

ソフトバンクとの 相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値

ソフトバンクとの 相互接続点名	契約数予測				単位:回線
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末 値	S+2 年度末 値	

(略)

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>端末系事業者、IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td>中継</td> <td>中継事業者</td> </tr> <tr> <td>国際</td> <td>国際系事業者</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>SCP</td> <td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>MVNO</td> <td>仮想携帯電話事業者</td> </tr> </table>	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)	地域	端末系事業者、IP電話事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)																				
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)																				
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)																				
地域	端末系事業者、IP電話事業者																				
中継	中継事業者																				
国際	国際系事業者																				
携帯	携帯電話事業者																				
PHS	PHS事業者																				
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																				
MVNO	仮想携帯電話事業者																				
(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。なお、技術的条件集第2章第3節対移動体事業者SMS接続用インタフェース、第2章第5節対移動体事業者IP接続用インタフェース及び第2章第6節対地域/国際事業者IP接続用インタフェースで接続する場合の接続形態は2-2表に規定します。</p> <p>2-2表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <p>表の適用記載内容</p> <table border="1"> <tr> <td>(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td>(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信</td> </tr> <tr> <td>(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信</td> </tr> </table> <p>ウ 経由事業者の中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継(n)」と表します。</p> <p>エ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には専用役務等区間を含む場合があります。</p> <p>オ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯(n)」と表します。</p> <p>カ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社(発)」と表し、着信事業者となる場合は「当社(着)」と表します。</p> <p>キ 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。</p>	(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信	(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信	(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																
(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信																					
(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																					
(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信																					
(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																					

	<p>ク 「経由事業者」欄において「中継」を複数記載する場合は、「発信事業者」欄から数えて1番目の「中継」を「中継A」、2番目の「中継」を「中継B」、以降をアルファベット順に表します。</p> <p>ケ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の当社を「当社(n)」と表します。</p> <p>コ 本表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる(音声伝送役務に限ります。)接続形態は、以下の場合に限ります。</p> <p>(ア)着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)(以下「番号計画」といいます。)に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合</p> <p>(イ)当社が着信事業者となる場合であって、当社が指定する特定の電話番号への着信により当社の契約者向けサービスを実現するとき</p> <p>(ウ)端末系事業者が発信事業者となる場合であって、PHS事業者が着信事業者となるとき</p> <p>(エ)当社が発信事業者となる場合であって、仮想携帯電話事業者が着信事業者となるとき</p> <p>サ 2-1表又は2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者が、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者と同一である場合、その接続形態は、2-1表又は2-2表に規定するその他の接続形態と組み合わせて接続する場合があります。</p>
--	---

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>端末系事業者、IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td>中継</td> <td>中継事業者</td> </tr> <tr> <td>国際</td> <td>国際系事業者</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>SCP</td> <td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>MVNO</td> <td>仮想携帯電話事業者</td> </tr> </table>	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)	地域	端末系事業者、IP電話事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)																				
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者(ただし、2-1表及び2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。)																				
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)																				
地域	端末系事業者、IP電話事業者																				
中継	中継事業者																				
国際	国際系事業者																				
携帯	携帯電話事業者																				
PHS	PHS事業者																				
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																				
MVNO	仮想携帯電話事業者																				
(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。なお、技術的条件集第2章第3節対移動体事業者SMS接続用インタフェース、第2章第5節対移動体事業者IP接続用インタフェース及び第2章第6節対地域/国際事業者IP接続用インタフェースで接続する場合の接続形態は2-2表に規定します。</p> <p>2-2表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <p>表の適用記載内容</p> <table border="1"> <tr> <td>(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td>(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信</td> </tr> <tr> <td>(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能</td> </tr> </table> <p>ウ 経由事業者に中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継(n)」と表します。</p> <p>エ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には専用役務等区間を含む場合があります。</p> <p>オ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯(n)」と表します。</p> <p>カ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社(発)」と表し、着信事業者となる場合は「当社(着)」と表します。</p> <p>キ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を利用した場合の接続形態は省略するものとします。</p>	(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信	(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信	(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能																
(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信																					
(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																					
(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信																					
(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直取パケット接続機能、5G(NSA方式)直取パケット接続機能及び00XY自動付与機能																					

	<p>ク 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ケ 「経由事業者」欄において「中継」を複数記載する場合は、「発信事業者」欄から数えて1番目の「中継」を「中継A」、2番目の「中継」を「中継B」、以降をアルファベット順に表します。</p> <p>コ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の当社を「当社(n)」と表します。</p> <p>カ 本表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる(首戸伝送役務に限ります。)接続形態</p> <p>キ 以下の場合に限ります</p> <p>(ア)着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)(以下「番号計画」といいます。)に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合</p> <p>(イ)当社が着信事業者となる場合であって、当社が指定する特定の電話番号への着信により当社の契約者向けサービスを実現するとき</p> <p>(ウ)端末系事業者が発信事業者となる場合であって、PHS事業者が着信事業者となるとき</p> <p>(エ)当社が発信事業者となる場合であって、仮想携帯電話事業者が着信事業者となるとき</p> <p>シ 2-1表又は2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者が、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者と同一である場合、その接続形態は、2-1表又は2-2表に規定するその他の接続形態と組み合わせて接続する場合があります。</p>
--	---

技術的条件集新旧対照表

赤字:更新箇所

新	旧													
<p>右記の内容を削除</p>	<p>第1章 通則 第1条 用語の定義 技-2</p> <table border="1" data-bbox="1167 496 2130 1129"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 496 1240 643">20</td> <td data-bbox="1240 496 1621 643">MNP 転送方式</td> <td data-bbox="1621 496 2130 643">MNP 接続方式の1つ。発信網からの接続に対し、ネットワークルーティング番号を基に移転元事業者が移転先網へ呼を転送する方式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 643 1240 790">21</td> <td data-bbox="1240 643 1621 790">MNP リダイレクション方式</td> <td data-bbox="1621 643 2130 790">MNP 接続方式の1つ。発信網からの接続に対し、前位網へネットワークルーティング番号を通知し、移転先網へ再ルーティングを行う方式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 790 1240 986">22</td> <td data-bbox="1240 790 1621 986">移転元網</td> <td data-bbox="1621 790 2130 986">携帯・自動車電話利用者が使用する電話番号の番号帯を総務省から割当てられた携帯・自動車電話事業者であり、MNP において、その番号帯の移転先事業者を管理する網</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 986 1240 1129">23</td> <td data-bbox="1240 986 1621 1129">移転先網</td> <td data-bbox="1621 986 2130 1129">携帯・自動車電話の利用者が、MNP により携帯・自動車電話事業者を変更して最終的に契約する事業者の網</td> </tr> </tbody> </table>		20	MNP 転送方式	MNP 接続方式の1つ。発信網からの接続に対し、ネットワークルーティング番号を基に移転元事業者が移転先網へ呼を転送する方式	21	MNP リダイレクション方式	MNP 接続方式の1つ。発信網からの接続に対し、前位網へネットワークルーティング番号を通知し、移転先網へ再ルーティングを行う方式	22	移転元網	携帯・自動車電話利用者が使用する電話番号の番号帯を総務省から割当てられた携帯・自動車電話事業者であり、MNP において、その番号帯の移転先事業者を管理する網	23	移転先網	携帯・自動車電話の利用者が、MNP により携帯・自動車電話事業者を変更して最終的に契約する事業者の網
20	MNP 転送方式	MNP 接続方式の1つ。発信網からの接続に対し、ネットワークルーティング番号を基に移転元事業者が移転先網へ呼を転送する方式												
21	MNP リダイレクション方式	MNP 接続方式の1つ。発信網からの接続に対し、前位網へネットワークルーティング番号を通知し、移転先網へ再ルーティングを行う方式												
22	移転元網	携帯・自動車電話利用者が使用する電話番号の番号帯を総務省から割当てられた携帯・自動車電話事業者であり、MNP において、その番号帯の移転先事業者を管理する網												
23	移転先網	携帯・自動車電話の利用者が、MNP により携帯・自動車電話事業者を変更して最終的に契約する事業者の網												